

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第17回）  
議事録

日時：令和2年10月5日（月曜日）13：00～14：10

場所：経済産業省別館3階310共用会議室＋オンライン会議

**議題**

- ・整合規格案の確認について

**議事内容**

○桑原課長補佐　お待たせいたしました。持丸委員は今、引き続き接続の確認をさせていただきますけれども、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第17回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、以後の議事進行については三木座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いたします。

○三木座長　皆さん、こんにちは。まず初めに、事務局より委員の出欠の確認をお願いします。

○桑原課長補佐　本日は、オンラインにて御出席いただいております委員もいらっしゃいますので、改めて音声確認も兼ねて、委員お1人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。

なお、オンラインにて御出席いただいております委員におかれましては、御発言いただく際はスカイプ会議のマイク機能をオン、ミュートをオフにさせていただいてから御発言をお願いいたします。

まず青柳委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○青柳委員　青柳です。本日はよろしくお願いたします。

○桑原課長補佐　ありがとうございます。次に氏田委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○氏田委員　氏田です。よろしくお願いたします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に、梶屋委員です。よろしくお願いいたしますします。

○梶屋委員 I E C E Eで認証制度を扱っております梶屋と申します。よろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に加藤委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に熊田委員でございますが、本日は御欠席でございます。

続きまして、多氣委員でございます。よろしくお願いいたしますします。

○多氣委員 多氣です。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に日暮委員でございますが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○日暮委員 日暮です。よろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に松本委員ですが、本日はオンラインにて御出席いただいております。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。次に持丸委員ですけれども、引き続きオンラインの接続確認中でございます。

次に三浦委員でございます。よろしくお願いいたしますします。

○三浦委員 三浦です。こんにちは。よろしくお願いいたしますします。

○桑原課長補佐 ありがとうございます。最後に渡邊委員ですけれども、本日はオンラインにて御出席いただいております。——渡邊委員、音声……。ミュートを解除していただくと……。聞こえておりますでしょうか。

○渡邊委員 聞こえますでしょうか。

○桑原課長補佐 聞こえます。ありがとうございます。

以上、11名の方々に本日、御出席いただいております。

○三木座長 欠席1名で、持丸委員が今まだ接続中ということですね。いずれにしても過半数を超えておりまして、定足数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認をお願いします。

○事務局（村中） では、会場にお越しの委員の皆様におかれましては iPad の画面、それからオンラインにて御出席の委員におかれましては事前にお送りしております資料を順に御確認いただきたいと思っております。

まず、本日の議事次第。次に資料 1、ワーキンググループの委員名簿。次に資料 2 「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」。こちらは別添 1 の一覧表と、別添 2 としまして各規格の概要がついております。続きまして資料 3、解釈改正案でございます。今回御審議いただく規格案を技術基準解釈の別表第十二に採用した場合の仕上がり案となっております。それから、資料 4－1 から資料 4－8 までは整合確認書ということで、それぞれの規格について技術基準省令の条文ごとに J I S 規格の該当箇所を書き出した対比表となっております。規格ごとに P D F のファイルが分けられております。

本日の資料は以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。資料の不足はございませんか。

それでは、前回、7月に行いました第16回ワーキングでは21規格の J I S 等について確認いただき、10月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。本日は8規格の J I S について技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 今回8規格の J I S について、整合規格としてよろしいか御確認いただきたいと考えております。

まず初めに資料 2 を御覧ください。1. の概要でございますけれども、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとしまして、技術基準解釈を定めております。この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に適合する公的規格を整合規格として示しております。こちら、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う必要がございます。

続いて、2. の改正の内容ですけれども、今回改正する規格数は、(2)に書いておりますとおり、①採用済みの J I S を、より新しい版の I E C 規格に準拠した J I S に置き換える規格として7規格。②未使用の J I S を新たに採用する規格が1規格ございます。

また、猶予期間経過により削除する規格は24規格ございますので、通達改正時には、こ

これらの24規格は削除する予定となっております。

3. の今後のスケジュールでございますけれども、会議終了後、速やかに30日間のパブリックコメントを行いまして、12月以降に改正及び施行を行う予定でございます。ただし書のところですが、今までどおり施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格、または別紙によることができるものとしまして、猶予期間を設けたいと考えております。

ページをめくっていただきますと、別添1としまして、整合規格案の8規格の一覧がございます。見ていただくと分かりますとおり、今回御審議いただく規格は皮膚照射用装置、ミシン、アーク溶接装置、電動工具、小形交流電動機などの規格を予定しております。

次のページの別添2につきましては、後ほど各規格の整合確認書と併せて御説明させていただきます。

続いて、資料替わりまして、資料3を御覧ください。本日の御審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となっております。水色の網かけ部分は今回の御審議によって新たに加わる部分でございます。また、灰色の網かけ部分につきましては猶予期間が本年の11月30日まで有効な規格でございます。スケジュールどおり12月以降に改正及び施行が行われた場合、猶予期間を過ぎますので、削除する予定のものでございます。

説明は以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというように進めてまいります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 1番目のJIS C 9335-2-27、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-27部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項について説明させていただきます。

まず当該規格の概要について説明いたしますので、資料2別添2を御覧ください。

この規格は、これまでは「紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項」という規格名でしたけれども、今回の改正で可視光線を照射する機器が追加されましたので、タイトルを「光線による皮膚照射用装置の個別要求事項」と変更されております。

この規格の適用範囲ですけれども、資料に書いておられますとおり、この規格は定格電圧が単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の家庭用及びこれに類する目的の、皮膚に100nmから1mmの波長の光を照射するための照射器を組み込んでいる電気機器の安全性について規定されております。通常、家庭で用いない機器であっても、日焼けサロン、美容院及び類似の店内において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となるような機器も適用されております。

電気用品名としては、「その他の放電灯器具」、「家庭用光線治療器」などが該当します。

主な改正内容としましては、併読する通則JIS C 9335-1、これは2014年版ですけれども、それへの対応と、対応国際規格でございますIEC60335-2-27の最新版の内容を反映するものでございますが、具体的にはこちらに書いてありますとおり、可視光線を照射する機器の対象追加による表題の変更並びに用語及び定義の追加、UV機器及び家庭用光線治療器の取扱説明書に、「機器の動作中に第三者、特に子どもを近づけてはならない」といった表示の要求などを追加されております。また、人を完全に囲い込み、内部からロックできる商業用の機器につきましては、操作者が機器外部から内部に入る手段を備えていることの規定の追加、それから高圧メタルハイドランプに関するグローワイヤ試験の追加、さらにUV機器の総実効放射照度の制限に係る規定の修正などの改正が行われております。

次に、資料替わりまして資料4-1を御覧ください。こちらは技術基準との整合確認書でございますけれども、従前のおり、主に非該当となった部分につきまして御説明させていただきます。

まず初めに11ページの第十八条のところまで飛びますけれども、雑音の強さの規定でございます。このJIS C 9335-2-27の中では、雑音の強さに関する規定はございませんけれども、技術基準解釈別表第十二には別途、J55014-1など、雑音の強さに関する基準がございますので、そちらの基準を適用することとなりますので、この整合確認書の中では該当とさせていただきます。

続きまして、同じページの第二十条の長期使用製品安全表示制度による表示の部分でございますけれども、皮膚照射用装置は長期使用製品安全表示の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

今、御説明いたしました非該当部分以外の部分につきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては省令で求めている電安法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ではございますけれども、当該規格の説明につきましては以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、何か御意見ございますでしょうか。――特にありませんか。

それでは、次の説明に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（村中）　　2番目のJIS C 9335-2-28、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一第2-28部：ミシンの個別要求事項について説明させていただきます。

規格の概要について御説明いたしますので、資料2の別添2を御覧ください。

この規格の適用範囲としましては、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の、家庭用及び類似の用途の電動ミシンの安全性について規定しております。通常、家庭で用いない場合であっても、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も適用されております。

電気用品名としましては「電動ミシン」や「ミシン用コントローラー」などが該当いたします。

今回の主な改正内容としましては、併読する通則JIS C 9335-1の2014年版への対応、及び対応国際規格でございますIEC60335-2-28の第4版、Amd. 1の反映でございます。具体的には、適用範囲の規定におきまして、子どもなどが監視または指示のない状態で安全に機器を使用できない場合についてはこの規格では規定しないことが明確化されております。また、試験のための一般条件の規定におきまして、取扱説明書でミシンを指定していない汎用モーター制御装置などの場合におきましては、製造業者の指示に基づきまして試験することの規定を追加したなどの改正が行われております。

次に技術基準省令との整合性について御説明いたします。資料4-2の整合確認書を御覧ください。

まず整合確認書の10ページ、第十五条第3項でございます。こちらは電気用品の不意な動作の停止による危害の防止に関する項目でございます。ミシンにつきましては、補足の欄に書いておりますとおり、一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えております。

続きまして、12ページの第十八条、雑音の強さに関する規定でございます。先ほどの規格と同様に、このJISの中では雑音の強さに関する規定はございませんけれども、別途J55014-1などの雑音の強さの基準を適用いたしますので、こちらの整合確認書では該当とさせていただきます。

2つ下の第二十条の関係ですけれども、長期使用製品安全表示制度に係る表示の部分で  
ございます。ミシンは長期使用製品安全表示の対象品目ではございませんので、各号の欄  
は非該当とさせていただきます。

それ以外の部分につきましては、技術基準省令の要求事項に適合していると判断し、該  
当とさせていただきます。

簡単ですけれども、当該規格の説明は以上でございます。

○三木座長 何か御意見ございますでしょうか。

○梶屋委員 十八条ですけれども、これは「該当」ですよね。「非該当」になっていま  
すけれども。

○事務局（村中） 失礼しました。「該当」としたいと思います。

○青柳委員 青柳ですが、よろしいですか。

○三木座長 どうぞ、お願いします。

○青柳委員 改正内容は特にないのですけれども、2点ほど確認させてください。

1点目は、規格概要の「適用範囲」のところ、下から2行目の「家庭で用いない機器  
でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる」と書いてあるのですが、ミシンで  
「農場において」という部分に非常に違和感があるのですけれども、何か理由があるの  
でしょうかというのが1点。

それからもう一点は、適合確認書の2ページの第五条です。恐らく単純な誤植だと思  
うのですが、第五条の「規格タイトル・概要」の箱の中の下から2行目です。「意図して  
いない旨の記載しなければならない」とあるので、これは「記載をしなければならない」、  
もしくは「意図していない旨を記載しなければならない」、どちらかに直したほうが  
いいと思います。

以上です。

○事務局（村中） まず1つ目の、農場にミシンが使われるのかというところでは  
けれども、このJIS C 9335-2-28の本文を見ますと、農場において使われるようなミシンも適  
用ですというように書いてあるのですが、具体的にどのようなものが農場で使われるか  
につきましては、持ち帰って確認させていただきたいと思います。

○青柳委員 了解いたしました。

○事務局（村中） 続きまして、2つ目の整合確認書の第五条の部分ですけれども、こ  
ちらの7.12の箇条は第1部の規定から引用してきておりまして、その場所を確認しました

ところ、「取扱説明書には次の趣旨を記載しなければならない」としておりました、幾つか項目がある中の一つに、「この機器は、安全に責任を負う人の監視または指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。」となっております、こういう表示を取扱説明書に記載しなさいという趣旨でございます。

○青柳委員　私が言いたかったのは単純に日本語がおかしいなというだけで、「意図していない旨の記載しなければならない」だと……。 「を」を入れるか、「意図していない旨を記載しなければならない」、どちらかではないですかという、単純に多分、誤植でしょうねということです。

○事務局（村中）　どうもありがとうございます。「意図していない旨の」の「の」を「を」に替えさせていただきたいと思います。こちらは誤りだと思いますので、適切に直させていただきます。ありがとうございました。

○三木座長　青柳委員、ありがとうございました。

ほかに御質問はございますでしょうか。――よろしいですか。

それでは、次に参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（村中）　説明者を代えますので、少々お待ちください。

○事務局（馬場）　それでは、3番目の規格と4番目の規格に関して、私、馬場が説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず3番目のJIS C 9300-1、アーク溶接装置―第1部：アーク溶接電源について説明させていただきます。

まず、この規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。

この規格は、工業用及び専門家用に設計された、1,000Vを超えない電圧が印加されるか、バッテリーによって電圧が供給されるか、または機械的手段によって駆動される、アーク溶接及び類似のプロセスの電源について適用される規格です。この規格のアーク溶接装置には溶接電源、ワイヤ送給装置、冷却水循環装置、アーク起動装置、アーク安定化装置などの附属装置を含みます。

電気用品名は「アーク溶接機」が該当します。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格であるIEC60974-1第5版が2017年に発行されたことに伴い、コンデンサーの故障事例の追加、電気用品安全法の技術基準を満たしている部品が当規格の要求事項を満たしていることの明記、バッテリーに関する規定の追加などの改正が行われております。



続いて整合確認書ですが、資料4-3を御覧ください。まず提案者の技術基準との整合確認書において、非該当として提案があったもののうち、NITEの確認によって該当したものは18ページの第十二条、化学的危険源による危害または損傷の防止です。これは規格の箇条6電撃に対する保護、6.2定常作業における電撃からの保護、6.2.2コンデンサーに、「規定の異常試験において、液体の漏えいがあるてはならない。」との記載があり、また箇条9異常操作に、ファン停止試験などを行ったときに熔融金属または他の物質を放出してはならない旨の記載がございますので、該当と判断いたしました。

続きまして、非該当部分としましては、まず18ページの第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止、となります。こちら、各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではないため、非該当が妥当と判断いたしました。

次に、22ページから25ページの第二十条の第1号から第4号、表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）の要求事項ですが、当該規格の電気機器が長期使用製品に該当しないため、こちらは非該当とさせていただきます。

今、御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合しているものと判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局から説明及び整合確認書につきまして、御意見ございませんでしょうか。

○多氣委員　　よろしいでしょうか。十三条です。電磁波による危害の防止というところなのですが、これは電源だからということで電源からの電磁界だけのことを考えているのかとも思うのですが、ただアーク溶接の作業自体は紫外線がかなり出ますよね。そのことについては別に何か、労働安全衛生法のほうできちんとした決まりがあるからこちらではいいとか、全く出ないというのはちょっと理解しにくいのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（馬場）　　この「各種報告」というのが、厚生労働省の「溶接作業における作業者の磁界ばく露の実態調査」でございまして、こちらを確認させていただきました。

（アーク溶接機から測定された）電磁波の値は、人体に影響のあると定められている値と比較し桁で違うものでしたので、問題ないと判断いたしました。ただ、（アーク溶接作業

により発せられる) 紫外線に関しましては、確認が及んでおりませんでしたので、持ち帰り確認するということとさせていただいてもよろしいでしょうか。

○多気委員 はい、お願いいたします。

○三木座長 では、調査ということで。

ほかにございませんか。S k y p eで御参加の委員の方、どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、次に参りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

○事務局(馬場) それでは続きまして、4番目のJIS C 9300-3、アーク溶接装置—第3部：アーク起動及びアーク安定化装置について説明させていただきます。

まず規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。

この規格は、アーク溶接並びに類似のプロセスに用いられる産業用及び専門家用のアーク起動及びアーク安定化装置の安全要求事項について規定しています。この規格は、アーク起動装置またはアーク安定化装置の単独装置にも適合してもよいとしています。こちらの装置には、溶接電源から分離した外付けで使用する装置、または他の溶接装置と一緒に同一外箱に内蔵された装置があります。なお、アーク起動及びアーク安定化装置は、アーク溶接機(T I G)溶接で備えられます。

電気用品名としましては、「アーク溶接機」が該当いたします。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格であるIEC60974-3第4版が2019年に発行されたことに伴い、電気用品安全法の技術基準を満たしている部品が当規格の要求事項を満たしていることの明記、電撃の保護に関する規定の追加などの改正が行われております。

続いて整合確認書ですが、資料4-4を御覧ください。

まず提案者の技術基準との整合確認書において、非該当として提案があったもののうち、N I T Eの確認によって該当としたものは12ページから13ページ目の第十二条、化学的危険源による危害または損傷の防止です。これは、規格の箇条6 電撃に対する保護、6.2定常作業における電撃からの保護においてJISC9300-1の6.2を引用しており、JISC9300-1の6.2.2コンデンサーに、「規定の異常試験において、液体の漏えいがあるてはならない。」との記載があり、箇条9 異常操作に、ファンの停止試験などを行ったときに熔融金属または他の物質が放出してはならない旨の記載がございましたので、該当すると判断いたしました。

次に非該当部分としましては、13ページ目の第十三条、電気用品から発せられる電磁波

による危害の防止の要求事項ですが、各種報告によれば、アーク溶接装置によって発生する電磁波は人体に危害を及ぼすレベルではないため、非該当と判断いたしました。

次に17から19ページの第二十条、第1号から第4号、表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）の要求事項ですが、当該規格の電気機器が長期使用製品に該当しないため、非該当とさせていただきます。

今、御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 これも第十三条は同じように調査していただくということですね。

○事務局（馬場） （アーク溶接作業で発せられる）紫外線について、承知しました。

○多氣委員 どこまで含むのか、トーチのほうまで含むのかどうかというのはよく分からないでお聞きしていますので、済みませんけれども、ちょっと疑問に思ったので、よろしく願いいたします。

○事務局（馬場） 承知しました。

○三木座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、引き続き説明をお願いいたします。

○桑原課長補佐 それでは5番目、JIS C 62841-1、手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第1部：通則について御説明させていただきます。

まず資料2の別添2、3ページ目でございます。5番目のところです。

この規格は、定格電圧が単相の交流または直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力が3,700W以下で、手持形電動工具、可搬形電動工具、芝生用及び庭園用電動機械の電動モーター駆動または磁気駆動の電動工具の安全性について規定してございます。

電気用品名につきましては記載のとおり、「電動かくはん機」等々になってございます。

こちらは新設となっておりますが、この規格は既にJ規格として採用しておりますJ60745-1、手持形電動工具の安全、またJ61029-1、可搬形電動工具の安全性、J60335-2シリーズの園芸工具、それぞれに対応する国際規格が統合されまして、今回、2014年にIEC62841-1が発行されたことに伴って、JIS C 62841-1として規格化されたものでございます。

続きまして、整合確認書、資料4-5を御覧ください。

まず1ページ目、第二条第2項、安全原則でございますけれども、例えば箇条19に、「通常使用において、人に危害を与えないように適切な保護を備える」といった記載がございます。また2ページ目でございますけれども、箇条21.1に、「異なる電圧及び速度を設定できる電動工具は、設定が偶発的に変わるおそれがない構造でなければならない。」といった記載がございます。

めくっていただいて12ページ目、第四条、供用期間中における安全機能の維持でございますけれども、例えば箇条15のところ、耐腐食性に関することであつたり、箇条17のところ、耐久性、こういった記載がございます。

続いて15ページ目を御覧ください。第五条で、使用者及び使用場所を考慮した安全設計というところでは、例えば箇条7で水に対する保護等級について規定がございます。

第六条、耐熱性のところでございますけれども、箇条13として耐熱性及び耐火性といった項目がございます。

めくっていただいて17ページ目の第七条、感電保護ですけれども、こちら、例えば箇条9です。充電部への近接に対する保護といった記載がございます。

飛んでいただきまして26ページの第九条、火災の危険からの保護でございます。こちら、例えば箇条13のところに、「非金属材料の部品は、十分な耐着火性、対延焼性をもたなければならない。」といったような記載がございます。

続いて27ページ目、第十一条、機械的危険源の防止でございますけれども、19.2のところで、「使用者に危険を及ぼすおそれがある凹凸または鋭い角があつてはならない」という規定もございます。

続いて31ページ目、第十三条です。電磁波の関係でございますけれども、こちらにつきましては箇条6のところ、電動工具から発せられる電磁界のレベルは低いといったような旨の注記がございます。

33ページ、第十五条第3項です。不意な動作の停止についてですけれども、箇条10.1のところに、「使用中に起こる可能性のある通常の電圧状態の下で始動しなければならない。」という規定がございます。

34ページ目、第十七条、電磁的妨害による耐性でございます。こちら、18.8.1でイミュニティの試験の記載がございます。

以上、該当と判断しました主立ったところを御説明させていただきました。

非該当といたしましては、36ページ目です。第二十条の長期使用製品安全表示制度は、電動工具は表示対象ではございませんので、非該当としてございます。

以上、このJIS規格につきましては、省令で求める電安法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見ございますか。

○三浦委員 質問ではないのですが、消費の現場の話として、今、DIYブームがあり、買う側の話からすると、このような案件が増えていて、例えばSマークがついていない、第三者認証が全然無視されていたりする商品が結構出回っていて、危険なもの、言いにくいですが、特に輸入品は事故なども起きているので、このようにいろいろ新しい商品が増えたときにこうやって新設して改正していただけるというのは良いことだと思います。やはり市場で実際に使われている商品なども新しいものが増えていきますし、しかも何が怖いかというと、今、個人がネットで買えるので、そういうことも含め、このように都度都度、整合確認というのをさせていただけるとありがたいなと思います。

○桑原課長補佐 どうもありがとうございます。

○三木座長 ほかにございませんでしょうか。

それでは次の説明をお願いいたします。

○桑原課長補佐 それでは、6番目のJIS C 62841-2-2です。手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第2—2部：手持形電気スクリュードライバー及びインパクトレンチの個別要求事項について御説明させていただきます。

資料2別添2を御覧ください。3ページ目の6番でございます。

まず規格の概要でございます。先ほどと同じでございますけれども、この規格は定格電圧が、単相の交流または直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力3,700W以下で、手持形電気スクリュードライバー及びインパクトレンチの電動モーター駆動または磁気駆動の電動工具の安全性について規定する規格でございます。

電気用品名は「電気スクリュードライバー」、「電気ナットランナー」でございます。

この規格は先ほどと同じでございます。2014年のIEC62841-1通則の発行に伴いまして、IEC60745-2-2というものがIEC62841-2-2というので発行されてございます。これに伴って、安全機能をソフトウェアで制御する場合の機能安全の評価方法などが追加になってござい

まして、こういったものをJIS C 62841-2-2として規格化されたものでございます。

続いて整合確認書、資料4-6を御覧ください。

こちら、先ほどとほぼ該当箇所は重なっているところが多いでございますので、主立ったところだけ、まず12ページ目、第十三条、電磁波です。こちら、先ほどの通則を引用しており、電動工具などから発せられる電磁界のレベルはかなり低い値であるといった注記がございます。

続いて14ページ目です。第十七条、電磁的妨害に対する耐性でございます。こちら、先ほどと同様でございますけれども、18.8.1としてイミュニティ試験が求められて、該当とさせていただきます。

さらに雑音です。雑音につきましても、既に別表十二に記載されている規格で規定されてございまして、該当ということにしてございます。

非該当の部分でございますけれども、15ページの下のところ、第二十条です。長期使用製品、こちら非該当としてございます。

今、御説明いたしました該当、非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

簡単ではございますが、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 御意見ございますでしょうか。——特にないようですので、先に進めたいと思います。

それでは次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 続きまして、7番目の規格でございます。手持形電動工具の個別規格でございまして、JIS C 62841-2-4でございます。手持形でサンダー及びポリッシャーの個別要求事項でございます。

この規格の頭のほうにディスク形以外となっておりますが、モーターの単純な回転運動を介してサンダーとして用いるものは2-3のほうで別途定められますので、それ以外の、単純な円回転ではない、複雑な運動を行うものが本規格の対象となっております。

先ほど来、説明がありますけれども、IECのほうで手持工具、可搬式工具及び園芸工具の3つを統合する規格ができたということでございまして、今回提案するJISはそれに対応するIEC規格を規定するものということで新設されたものでございます。

続きまして、資料4-7に移っていただきまして、個別の整合確認書でございます。

基本的に本技術基準は通則規格であるところの62841-1に基づいているものでございます。

非該当の部分だけ紹介させていただきますと、13ページでございます。二十条、長期使用製品安全表示制度での対象品目ではございませんので、二十条につきましては全て非該当というように扱わせていただいております。

簡単ですが、以上をもちまして、本規格の技術基準との整合確認がとれたものとみなし、技術基準省令解釈通達の別表第十二に採用して差し支えない旨、判断いたしました。

以上でございます。

○三木座長 何か御意見ございますでしょうか。

それでは最後になりますが、次の説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 続きまして8番目の規格、JIS C 4220でございます。

資料2に概要がございますが、これは一般家庭の設備に用いられるような单相、あるいは三相の小形モーターを規定するものでございます。

基準内容自体につきましては、従来から電安法で使われておりました基準をJIS化したものでございます。

続きまして、資料4-8に移らせていただきます。

非該当としたもののみ紹介させていただきますと、10ページ目の一番下、十三条でございます。一般的に小形モーターから電磁波は発生するものの、人体に影響を及ぼすようなレベルのものは発していないということでございまして、この項目については非該当とさせていただきます。

続きまして、15ページでございます。二十条でございまして、長期使用表示制度の品目としてモーターは挙がっておりませんので、これらの項目につきましては非該当とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、技術基準との整合確認につきましては、整合性が確認できたということで、この規格を整合規格として採用してよいと判断いたしました。

以上でございます。

○三木座長 何か御質問、御意見ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、今回提出のありました整合規格案の調査等の確認をしたいと思います。

まず整合確認書の資料4-2です。2ページ目の第五条のところですが、「規格」の下から2行目、「意図していない旨の」の「の」を「を」に修正する。これが1点目の修正

です。

それから同じ確認書の12ページ、第十八条。これは「非該当」となっていますが、「該当」の誤りです。これを修正する。

次に行きまして、整合確認書の4-3です。第十三条。電磁波については書いてあるのですが、紫外線についてはどうかという御質問がございました。これについて調査をしていただくということによろしいですね。それからもう1つ、資料4-4の第十三条。ここも紫外線についてはどうかという御質問がありまして、調査をお願いしたいということです。

それから、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」という資料2の3枚目、別添2です。ここの2のところの「適用範囲」で、最後の2行でございまして、「農場において一般人が用いる機器のような」というところで、これは一体どういうことなのかという御質問がございました。これについても調査をお願いしたいと思います。

以上のところを、修正、それから調査を含めて、調査はペンディングになりますが、そのほかのところにつきましては、審査基準に適合しており、適合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

本日、予定の議題については以上です。そのほか何かございますでしょうか。

○梶屋委員 済みません、直接は関係ないのですが、以前、申し上げたかと思うのですが、整合化のプロセスのスピードの問題なのです。ざっと見てみますと、例えばアーク溶接などはIECの規格が発行されてから大体3年ぐらいでJIS化されている。ところが、ミシンは2008年に発行されたものが2020年に出るといふ、これは何か特別な理由でもあるのですか。

○三木座長 遅いということですね。

○梶屋委員 極端に遅いのです。

○事務局（遠藤） 1つには、原案者側の都合です。あまり進んでしまうと、国内で対応できないので、少し遅らせている可能性があるかと思えます。

○梶屋委員 遅らせてくれという、例えば業界とか、そういうところからのリクエストがあるということですか。

○事務局（遠藤） 国際的な取引が多い業界さんの場合は国際整合規格が進めば進むほ



ど合理化が進みますけれども、一方で、あまり海外市場に出ていない業界さんにとっては、逆にあまり進まないほうが、これまでの製品を作っていればいいわけですから。あくまでもこれは想像です。

あともう一つ、我々、民間側の提案をもって整合規格のワーキングに提案を上げるということもございますので、民間側から提案がある際にちょっと時間がかかっているのではないかと。

最後に、以前にもそういう御指摘があったのですが、IECからJISになるのが、どんなに短く圧縮しても実質2年はかかっているのでは、そこで結構時間がとられるのではないかと。これはあくまで一般論ですけれども。個別に事情はあるのでしょうか。

○梶屋委員 確かに製安課さんの御努力というか、国際整合の意識が随分高まったと私は思っております、かつては本当に整合化のスピードが遅かった。ところが、4～5年前からですか、随分スピードアップしたなというので——何でこんなことを申し上げるかという、やはり国際舞台、IECの場で、日本のJIS化は本当にとろいなということは昔から言われておまして、私は製安課さんを代表するつもりはないのですが、最近はそのようなことないよと、どんどんスピードアップしているよということは申し上げているのですが、今日、これを見ても12年もかかっているなと思って、これはちょっと異常なシチュエーションだなと感じた次第なのです。事情は多分、何かあるのではないかとはいえますけれども。

済みません、ありがとうございました。

○三木座長 ほかにございますか。

○桑原課長補佐 私から済みません。持丸委員でございますけれども、ずっと何度も接続を試みていただいたのですが、結局うまくアクセスができませんで、御本人御了解のもと、今日は欠席ということにさせていただきましたので、その旨、御連絡をさせていただきます。

以上です。

○三木座長 ほかに、事務局はよろしいですか。

○事務局（村中） 次回のワーキングについての御案内ですが、今回は年明けの1月の下旬または2月の中旬あたりに開催したいと考えております。日程の詳細につきましては後日、日程調整のメール等でさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○三木座長　それでは、以上をもちまして、第17回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201